

## 元稲毛区社会援護課職員による生活保護費の不適正処理に係る損害金の納付について

稲毛区社会援護課に在籍していた職員による生活保護費（介護扶助）の不適正処理により発生した本市の損害金について、不適正処理を行った職員より全額が納付されましたので、お知らせします。

### 1 納付日

平成30年6月29日（金）

### 2 納付額（損害金額）

6,704,235円

※不適正に支出された介護扶助費6,212,374円、介護認定調査費14,256円及び納付日までの遅延損害金477,605円の合計。

### 3 事案概要

#### （1）不適正処理概要

当該職員が稲毛区社会援護課に在籍していた平成27～28年度において、担当する生活保護受給者3人の介護扶助の支給に関し、必要な決裁を受けずに、自ら不正に作成した文書をもって処理するなど、故意に不適正な支給処理を行い、平成30年3月27日付けで懲戒処分が行われた（当該処分については、3月27日付け記者発表済）。

#### （2）損害金納付に至る経緯

本件は、適正に処理を行っていただければ正当な支給となっていた可能性があり、既に介護扶助によりサービスを受けていた当該受給者に返還を求めることは困難な状況であったため、市の損害額の精査等の対応を検討していたところ、当該職員から、「本件支給による市の損害について全額弁済したい」との申し出があり、確定した不適正支出額及び遅延損害金（6,704,235円）について、当該職員から納付がなされた。